

平成24年第3回潟上市議会臨時会会議録

○開 会 平成24年2月15日 午前10:00

○閉 会 午後 3:39

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生 活 環 境 課 長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
高 齢 福 祉 課 長 小 玉 隆	健 康 推 進 課 長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
総務学事課長 館 岡 和 人	幼 児 教 育 課 長 門 間 善 一 郎
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	ス ポ ー ツ 振 興 課 長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成24年第3回潟上市議会臨時会日程表（第1号）

平成24年2月15日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 総務文教常任委員会所管事務調査報告について
- 日程第 4 潟上市議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 5 潟上市議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 6 潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 7 発議第1号 潟上市議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について

午前10時00分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回潟上市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

市長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） おはようございます。

本日、平成24年第3回臨時会を開催したところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

議事に入る前に、2月8日開催の議会全員協議会で説明した庁舎建設に関する追加報告について申し上げます。

全員協議会でご説明したように、土地面積については実測調査前の公簿面積3万9,000平方メートルに対し、候補地の調査結果では、国有地等を含む4万5,303.51平方メートルとなり、6,303.51平方メートルの面積の伸びがあることから、庁舎建設基本構想における必要面積1万5,785平方メートルに比較してみても約2.8倍と相当な面積となっていると報告しております。

用地取得の目安としてきた新庁舎建設基本構想では、新庁舎建設に必要な敷地面積を1万5,785平方メートルとしており、昨年9月定例会における各調査業務予算の審議において、議会からは、調査対象面積としていた3万9,000平方メートルについて、一部の議員から過大ではないかとの議論もあったことから、必要に足りる面積についての検討を加えた結果、このたび用地取得に当たっては、県道秋田天王線に隣接する市有地および農地等を除いた土地を予定地として建設計画を推進したい考えから、法人2社と秋田財務事務所管理の国有地を合わせた2万5,737平方メートルについて話し合いを進め、その結果、法人については取得単価を1平方メートル当たり3,025円、坪当たり1万円、秋田財務事務所の分については土地鑑定評価額の2分の1の価格として、1平方メートル当たり1,850円、坪当たり6,116円との用地取得の見通しが整いました。

また、実測図にご協力をいただいた県道秋田天王線と市有地に隣接する農地等の所有者からも市の方針をご理解いただいております。

以上のことから、庁舎建設に関する予算等については、2月8日開催の全員協議会でも述べておりますが、用地取得費をはじめ庁舎建設基本設計、設計プロポーザル実施の

ための関係関連予算約9,760万円を当初予算へ計上したいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで市長のあいさつを終わります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番佐藤 昇議員および14番藤原典男議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会において審査の結果、本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

【日程第3、総務文教常任委員会所管事務調査報告について】

○議長（千田正英） 日程第3、総務文教常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

○10番（佐藤義久） 議長、よろしいですか。

○議長（千田正英） はい。

○10番（佐藤義久） 今日の議題、ただいま上程されました議題等々について運営委員長の報告がありませんでした。この報告書の取り扱いについてお伺いしたいと思いますけれども、議会運営委員会ではどのようなご意見だったのでしょうか。

若干の理由を申し上げますと、報告後、承認可決したものと取り扱いすることになりますか。表決に至りますか。至らないとすれば、それでは会議規則90条の適用になる事案と思いますが、いかがですか。この件について意見書の提出はどのように考えておりますか。

いいですか、続けて。8項目ありますので、宜しくお願いします。

除斥された議員がおるようですが、私、理由を述べさせていただきますと、利害関係

に直接ないのではないかと考えます。体育協会長は、補助金が減額増額の発生しても特
段。

○議長（千田正英） ちょっと10番さん、議事運営についてですか。それとも審査内容に
ついてですか。

○10番（佐藤義久） いやいや、審査内容についてでもありません。これを上程するか
らには、議長のもとで精査されたかということをお聞きしたいということで、もろもろ
いっぱいありますので、この辺どうしたらよろしいですか。逆にお聞きします。

○議長（千田正英） 15番。

○15番（西村 武） 休憩とか、暫時休憩とかそういうことであれば、これはできます
けれども、これは今現に案をなしてるような質問なので、これは質問はできないと思
いますので、その辺、議長の取り計らいで議事を進行していただきたいと思います。

○議長（千田正英） これはですね、正規の議事運営委員会の審査を経て今日の議案提案
されておりますので、ご理解願いたいと思います。

○10番（佐藤義久） それでは、2つめまで議長からお答えいただけますか。表決する
のか、しないのか。

○議長（千田正英） それは、正規のですね、議会運営委員会の審査を経て今日の議案と
して審査することで本会議に提案されておりますので、委員長の報告の後、審査の経過
についてご質疑を願いたいと思います。

○10番（佐藤義久） いや、それはわかりますけども、会議規則の90条に、もしね、表
決しないような状況でやられると、これいかなものかなということでお聞きしたいん
ですよ。

○議長（千田正英） 総務委員会では、先ほどの議会運営委員会でもお話、審査しました
けれども、最後の、これでよろしいですかってということで全員で確認をしております。
暫時休憩します。

午前10時08分 休憩

.....
午前10時15分 再開

○議長（千田正英） それでは、会議を再開します。

お諮りします。報告書に対して質疑のみでよろしいでしょうか。報告書に対して。

○9番（戸田俊樹） 議会運営委員会について若干ご報告申し上げますか。

この報告書はですね、議会運営委員会にのったわけです。しかしながら、これを全部読み上げるといことは、一言一句をチェックするというのは議会運営委員会にはございません、権限は。そこで、本会議で常任委員長からこの報告をいただいた後に質疑をしましょうという形は取ったわけで、表決する、採決するというふうなことについては触れておりません。ですから、議長がこの場でそのことを、質疑を終わった後にこれを表決するというのであれば、それに対して賛否を取ってもらえればいいし、そういう形でやっていただけないですか、議長。

それからもう一つ、過去にはですね、庁舎建設特別委員会なんかについてはちゃんと採決をしております。それで、この総務文教常任委員会というのは当然これ本会議の延長上にあると。閉会中に開催した常任委員会は本会議に準ずるわけですよ。そこですから、特別委員会をつくって特別に調べたこととは違いますから、その辺をわきまえていただきたいということですから、全議員20人のことで、そこで採決するかしないか。最後の方に書いてるのは、この報告書を広報に載せることを、除斥された2名を除いて4名か5名で決定したということでございますので、その辺をわきまえておいていただきたいということです。

○15番（西村 武） 広報に載せることは全員で決定した。

○9番（戸田俊樹） ああ、その場合は全員だったそうです。

○議長（千田正英） 今ですね、ただいま2つの案が出ておりますけども、審査、報告だけにするのか、それとも表決までいくのかというふうな2つの今案が提案されておりますけども、これお諮りしますけども、議運の委員長の報告のとおり報告のみにするのか、それとも表決をするのか、その辺を皆様にお諮りしたいと思います。

○1番（中川光博） 議長。

○議長（千田正英） はい。

○1番（中川光博） ちょっとまだ全然見てないんですが、一番最後に広報に載せたいということを要望するっていうふうに言ってますので、もし広報に載せるとすれば、これやっぱり議会の意思として載せますので、やっぱり表決は必要になってくると。これ広報に載せないとすれば外に出ませんので、この中だけの報告で構わないと思いますけれども、もし何らかの形で、縮めるにしろ、全部載せるにしろ、外に出すとすると、これは今度議会の意思ですので、総務文教委員会の意思だけという判断はできませんので、もしそうなるとうやっぱり議会全体の意思が問われるということですので、表決は必要に

なると思います。

○10番（佐藤義久） 議長、もう一回しゃべってもいいですか。

○議長（千田正英） あれです、報告は質疑のみで議事を進行したいと思いますけども。

○10番（佐藤義久） 議長、もう一回、もう一回お願いします。

○議長（千田正英） はい、10番。

○10番（佐藤義久） 私ね、なぜこれをかたくなに言ってるかというとな、除斥した人の身分保証と、それからプライバシーの問題とか、間違いがはっきりしていますので、内容について。それでしゃべってるんです。これを報告して、まず表決しなくても承認可決したようにとらえても大変なことになるのではないかなと思いますので、再三申し述べているんです。今、あと委員長からそのまま議長報告させてから委員長に質疑してもいいんですが、そこで前段、委員長が報告する前に間違いがはっきりしているものを報告していいのかということも含めてお尋ねしてるんです。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前10時20分 休憩

.....
午前10時21分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

それでは、総務文教常任委員会の調査報告書をした後に質疑を受けたいと思います。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） それでは、議事を進行します。

日程第3、総務文教常任委員会所管事務調査報告についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。7番菅原久和総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） それでは、総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会は、下記のとおり所管事務調査を行ったので、潟上市議会会議規則第102条の規定により報告致します。

【調査事件】 補助金について

1. 調査の目的

平成23年第3回潟上市議会定例会の決算認定において、教育委員会スポーツ振興課所管の潟上市体育協会への補助金について疑義があり、本委員会では附帯決議を可決した。これに類似する事例はないか、所管の全補助金について調査を行うこととしたものであ

る。

その観点は次のとおりである。

- ① 市から補助金の交付を受けた団体の収支決算、特に支出先と事業内容の精査。
- ② 市から補助金の交付を受けた団体が、その補助金を加盟団体や下部組織の団体の運営費や育成費という名目で、再交付の形で支出している事例はないか。ある場合は、その支出の基準、決定機関の精査。
- ③ 運営費、育成費等の名目で、市からの補助金が間接的に交付されている加盟団体や下部組織等の収支決算、事業内容等の精査。
- ④ ①～③の結果、補助金が当初の交付の目的・趣旨から逸脱していないか、公金の支出として市民から理解が得られるものかを中心として委員会の意見をまとめ、補助金のあり方、行政のあり方、補助団体のあり方などについて、提言・要望を行う。

2. 調査で明らかになったこと。

市当局へ本委員会の所管の補助金について、交付要綱、交付団体の収支決算書、事業実績等が記載された資料の提出を要請した。その結果、補助金数は35件であることが改めて判明した。

委員会は期間内での全補助金についての調査は不可能であると判断し、体育協会補助金と、自治会が、地区・連合会などの組織体制となっていることから自治会関係の補助金、この2つに調査対象を絞り調査をすることとした。

なお、潟上市体育協会の補助金の調査にあたっては、スポーツ振興課長 菅原正光氏、課長補佐 西村幸一氏、自治関係の補助金の調査にあたっては、総務課長 藤原貞雄氏、課長補佐 千葉秀樹氏を説明員として委員会に出席いただき、市当局の考え、意見をいただいた。

2-1 平成22年度潟上市体育協会補助金について

(ア) 潟上市体育協会の表彰費の支出において、アキタスポーツに16万円、表彰費全体の実に84.6%が支払われている。代表の桧山幹雄氏は潟上市体育協会 会長 鈴木斌次郎氏の義理の姪（鈴木斌次郎氏の妻の兄の子）の配偶者である。委員会では、民法上の親族にはあたらないが、血縁関係又は婚姻関係でつながりを有する者の総称、縁故のある家、縁つづきの家も親族にあたることを辞書などで確認し、両者は全くの赤の他人とは言えない。体育協会の役員名簿によれば、会長 鈴木斌次郎氏が協会へ届け出している住所は、実際の居住地ではなく、アキタスポーツの所在地と同一であ

る。また、会長 鈴木斌次郎氏がかつて社長を務めていた大雄建設の敷地、建物内でもある。以上の客観的な事実から、アキタスポーツと潟上市体育協会 会長 鈴木斌次郎氏とは密接な関係があり、アキタスポーツへの、会長 鈴木斌次郎氏の影響力が全くないとは決して言えず、社会的な常識・通念上からもそのようにとらえて間違いないと判断した。

アキタスポーツからの購入理由は、潟上市体育協会におけるスポーツ功労表彰用のメダル原盤がアキタスポーツにあるというだけで、潟上市となった平成17年から7年間も継続して購入しており、今後も購入業者の変更は特に予定していない。購入業者の選定にあたっては、他社からの見積りの徴収などは一切行っておらず、最終的には全て、会長 鈴木斌次郎氏の指示と決済によるものであるとの説明が市当局（教育委員会当局、以下 市当局）よりあった。

なお、アキタスポーツの代表 桧山幹雄氏もまた、潟上市体育協会の役員であり理事でもある。公金に準ずる意味合いを持つ補助金の支出としては、適切な購入の決定方法、購入先とは言い難く、市民からの理解は得られないと判断する。

(イ) 潟上市体育協会では市からの補助金をさらに、加盟21団体へ普及強化事業費として支出、再交付している。この配分は、加盟団体の独自事業の実施にかかる事業運営費、会そのものの運営費、会員数などから積算したものであり、理事会、総会で承認を得ているが、積算根拠として使用される団体の会員数には潟上市外の会員も相当数含まれている。市外の会員への市民の税金である補助金の直接的な投入は、スポーツ振興、普及という面を最大限に考慮しても疑義が残る。

2-2 潟上市体育協会の事務処理体制について

(ア) 潟上市体育協会の規約では、事務局は、会長の指定するところに置くとなっていることから、市当局を通じて会長 鈴木斌次郎氏に確認をした。会長の認識では会長宅にあるという当初の説明から、スポーツ振興課が窓口対応をしているとの説明に二転三転し、その説明の要領がなかなか得られなかった。最終的にスポーツ振興課職員が事務を行っている客観的な事実から、事務局の位置は、市教育委員会と判断し、市当局からもそのようにとらえて間違いないとの回答を得た。事務局における事務の流れを確認したところ、潟上市体育協会の連絡先は、潟上市役所スポーツ振興課であり、スポーツ振興課職員が、市の電話、ファックス等の通信機器、パソコン、コピー機等の事務機器とそれらに関連する消耗品を、把握できる範囲では、潟上市が発足以

来、7年もの長期間にわたって使用していることも潟上市体育協会収支決算書ならびに領収書、市当局の説明により判明した。この件についての市当局の見解は、直ちにあらためなければならないとの認識であることを確認し、あわせて、これらの使用については、市の財産の使用となり、場合によっては、市への返還の対象となりうるものである。

(イ) 潟上市体育協会の事務体制は、スポーツ振興課職員が、市職員としての勤務時間中に対応している。外郭団体の事務を市職員が勤務時間中に行うのは適切かを確認したところ、不適切であり速やかにあらためるべきものと認識しているとの市当局からの回答であった。さらに、通帳管理を含めた会計管理も市職員が100%対応していることも判明した。公金の取り扱い、外部団体との関係などにおいて市民から疑惑の目を向けられることのないように、通帳などの会計管理を市職員としては一切行ってはならないという市長からの通達に明らかに違反していることも判明した。

最大の要因は、潟上市体育協会の体制・体質が、長年にわたり惰性に流され、なんらの問題意識を持つことなく今日に至ったことに起因するもので、会長 鈴木斌次郎氏をトップとする役員の実任は非常に重く、責任を問われてもしかるべきもの、責任は免れないものと委員会では判断する。

2-3 平成22年度潟上市体育協会補助金（加盟団体における状況）

(ア) 相撲連盟では、潟上市体育協会より、自主事業を実施することで事業運営費を交付されているにもかかわらず、その事業実施の実績がなく、事業の未執行による体育協会への返還も見られなかった。市当局からは、このような場合は、補助金交付の当初の目的から逸脱しており、体育協会へ返還され、最終的には市当局へ返還されてしかるべきとの所見をいただいた。さらに、体育協会から加盟団体への交付にあたっては、収支決算書、事業実績報告などのチェックが、長年の慣習に流され、加盟団体の監査体制に全幅の信頼を寄せた結果、甘さが出ていることを確認した。市当局としては、潟上市体育協会に対して、補助金交付の趣旨を徹底しながら、加盟団体への交付時のチェック体制も強化するよう、今一度、指導をしていきたいとの考えもいただき、委員会でも同様の意見となった。

(イ) 相撲連盟では、宴席・酒席を含む会議の出席代、さらに帰りの交通費としての自家用車の代行手数料を会員へ支出している。このような使途は、たとえ会員の会費も含めた連盟全体の運営費から支出されているとはいえ、補助金という交付金が含ま

れている以上、不適切であるとの所見を市当局からいただいた。委員会でも、相撲連盟のみならず、補助団体においては、飲食代は個人負担が原則の立場に立って、団体の会計からの支出はあらため、その都度精算し、補助金から明確に切り離れた形にすべきとの見解に至っている。

(ウ) バスケットボール協会では、市より大会開催の助成、補助金の交付を受けた大会で、交付を受けた助成、補助金の中から、協会の会員に対して審判謝礼を支払い、昼食の支給まで行っている。厳しい経済状況下における助成・補助金の使途について十分な理解が得られておらず、補助金の本質的な意味も見失っていると判断せざるを得ない。

(エ) サッカー協会では、協会をさらに委員会に細分化し、委員会へさらに支出、再々交付している。その再々交付先の受け取り、領収書が個人名であり、当該委員会の会長と思われ、その先の、委員会での支出の領収書が全くなく、最終的に補助金がどこに使われたのか全く不明である。不適切、不透明な使用と判断されても抗弁できないものと判断する。

2-4 自治会活動推進費補助金について

自治会活動推進費補助金は、113の自治会と旧天王町地区の4つの公民館分館、1つの保健会に交付されている。旧天王町地区のみで、公民館分館、保健会に交付されている経緯を市当局に確認したところ、旧3町における分館活動に違いがあり、旧天王町では自治会とは別個の分館活動が活発な地域があり、自治会への補助金の整理・統合において、自治会への補助金に移行ができなかった。保健会は、追分地区の自治会に受け皿となる保健組織がなく、従来からある保健会を残さざるを得なかったとの説明があった。将来的な自治会への移行については、今後も地元自治会と協議していきたいとの説明があった。

補助金の使途は、自治会は特に会員間の親睦が重要であり、親睦を深める意味で、食糧費への支出が多いことが予想され、その状況を当局より確認した。食糧費については通常の会議での茶菓子代は認められる。行事に付随する懇親会については、行事の反省をしたり、今後の進め方を検討したりする意味での必要性は認めるが、自治会の総会資料などを見て、明らかにおかしいものは市で指導していきたいと考えている。今まではそのようなものは見受けられなかったとの説明があった。

また、自治会での収支決算における繰越金の状況も確認した。ごみ集積所建設、太鼓

の購入、町内会記念誌発行などをするために繰越金を計上し、別途の基金積み立てを行っている自治会はあるが、補助金は自治会活動に対するものであり、その趣旨からすれば、繰越も基金の積み立ても特に問題はないとの説明があった。

2-5 自治会長連合会補助金について

自治会長連合会の設置の経緯、自治会組織における位置づけを確認した。

合併前の昭和町、飯田川町には自治会長連絡協議会が存在していたが、天王町にはなく、合併後に天王地区においても自治会長連絡協議会が設置され、さらにその上部団体として自治会長連合会が設置されたとの説明であった。位置づけとしては、各自治会、その自治会間の連絡・調整をはかるため旧3町の地区ごとに連絡協議会、その上部団体として、会長同士の親睦をはかることを最大の目標とする連合会が存在するという組織体系である。

補助金の使途については、事業は市議会の傍聴や、研修会、会議の開催が主なもので、実施のほとんどにおいて食糧費の支出が見られた。具体的には、市議会の傍聴に出席した役員への弁当の支給、昼食をはさんだ役員会などの会議の開催、さらに食糧費以外では、研修会の講師謝礼を構成組織内の自治会長へ支払っており、補助金の使途として疑義が生じたため、市当局へその内容を確認した。

市当局からは、連合会の趣旨は、役員間の親密をはかることであることから、逸脱するものは見直しをしていきたい。講師謝礼については、疑義は残るので、食糧費の件とあわせて連合会の中で協議していきたいと考えているとの説明があった。委員会としては、このような使途は、市民からの理解は得難く、直ちに改めるべきものとの意見に集約された。

2-6 コミュニティ推進協議会活動費補助金について

コミュニティ組織は昭和地区に4団体が存在する。自治会の会員数が少ない自治会では単独では事業等の実施が困難であるため、複数の自治会が集まって組織されたものであり、豊川地区を皮切りに、旧昭和町で設置されたものである。補助金の目的は、地域内住民の連携を図り、住民の福祉の向上と健康で住みよい生活環境を創る活動を支援するための活動費への補助である。

委員会では、設置の経緯は理解できるが、天王地区でも自治会が集まって行事を実施しており、出戸地区、追分地区の大規模な自治会ではコミュニティ活動を既に実践しているところもあり、さらには、各自治会の活動とも重複するところがある。自治会、コ

コミュニティの位置づけ、それぞれの役割目的が明確に整理されていないとの意見があった。今後、自治会長連合会、自治会会長会議などの協議の中で、今後のあり方などを検討していきたいとの市当局からの説明があった。

2-7 集会施設管理運営費等助成金について

集会施設管理運営費等助成金は飯田川地区の11の集会施設の火災保険料、光熱水費および修繕費として上限を7万円として、管理する自治会に補助金を交付するものである。

使途が限られていることから特に問題はなかったが、収支決算が自治会の収支決算の中に含まれている例が見られることから、より透明性を確保する意味で、自治会とは別の収支決算とするように委員会では指摘をし、市当局からもそのように指導していくとの回答があった。

3. 委員会からの提言・要望

3-1 補助金、補助金行政のあり方について

補助金は、市民の血税、公費から支出されるものであり、交付の趣旨に合致して目的を達し、収支決算に整合性があればよいとはならず、市民からも交付と使途が一体になって理解が得られなければならない。

市では、補助団体における自主性を十分に尊重しながらも、適切な指導、助言等により補助団体の健全な育成に努めなければならない。加え、補助を受ける団体においても、公費からの補助を受けていることを念頭に、市への協力体制を確立し、適切な団体の運営に努める自助努力が求められる。

このたびの調査では、市民からの理解が得難い、支出先に疑問を抱かざるを得ないものが多々見られた。外郭団体ゆえに市財務関係の規則などが適用されず、疑義、不適切といった位置づけをした。繰り返すが、補助金は市民の血税である。その原点にかえれば、市の財務関係規則に準じて運用され、団体もその意識をもつのは当然であると本委員会では考える。

3-2 補助団体のあり方（体育協会）について

潟上市体育協会補助金の調査において、委員会では、潟上市体育協会会長 鈴木斌次郎氏、副会長 小林 悟氏、副会長 鈴木 晃氏の現在の体育協会の運営に責任ある方々に、直接ご意見を伺いたいと再三の協力をお願いをした。会長 鈴木斌次郎氏は「市議会の附帯決議に対する公開質問書を体育協会長名で提出しているが、その回答がない。回答がない限り何も答えることはできない」との姿勢を崩さず、副会長の小林 悟氏、

鈴木 晃氏の2名からは「会長が出席しないのであれば、それに従い行動する」という姿勢に終始して委員会には出席されず、協力姿勢は全くなかった。補助団体としての説明責任は一切果たされなかった。

なお、このたびの調査とは離れるが、会長 鈴木斌次郎氏の出席を拒む理由にある公開質問書とは、潟上市体育協会の規約に違反して会長印を押印されて潟上市議会議長宛に提出されたものである。押印、提出後に理事会等での事後承諾を得たとしても、会長 鈴木斌次郎氏が、会長の職権を乱用したと判断せざるを得ないとの市当局からの意見をいただいております、本委員会でも潟上市体育協会規約を精査した上で、全く同様の判断をしている。

調査の中で「スポーツ振興においては市と潟上市体育協会は両輪である」とスポーツ振興課担当職員の言葉があったが、それとはかけ離れた体育協会の対応と姿勢であり、とりわけ、会長 鈴木斌次郎氏、副会長 小林 悟氏は、潟上市議会議員であり、本委員会の委員でもあることから、極めて遺憾であるとともに、その対応は、市民からもおよそ理解を得難いものとする。このような非協力的な対応を続ける団体への補助金の交付が適切かを市民に広くお知らせしながらその判断をいただくとともに、市当局とも、今後の潟上市体育協会への補助金の交付については、十分な協議をしなければならないという新たな問題も提起されている。

委員会では、調査の入口で拒否という対応により核心部分に触れることができず、苦渋の判断で調査を終了した。このたびの調査で、潟上市体育協会への補助金交付の全てが明らかになったことにはならないし、これまで交付され続けてきた補助金について、さらには、現状の潟上市体育協会の体制、体質をこのまま見過ごすことは到底できないものである。

3-3 補助団体のあり方（自治会）について

自治会は、地域住民による自主的な集まりにその発端を生じ、地域住民、ほぼ全員の市民がその会員でもあり、市からの補助金が交付されていたとしても、自主性は最大限に考慮されなければならない。

しかしながら、補助金の使途は、自治会の自由裁量に任せられ、全くの制限なしとはならず、一定の歯止めは必要である。特に食糧費、いわゆる飲食費への支出は、相互の親睦を深める意味での必要性は認められるものの、自主的な規制、市当局の指導はあってしかるべきものとする。

また、自治会組織は、各単位自治会、地区連絡協議会、自治会連合会、さらにはコミュニティと、組織が二重三重の構造であり、組織ごとの定義も位置づけも重複している感を否めなかった。

また、各組織の成り立ち、合併後から現在に至るまでの経緯・経過の説明を受けたが、説明の随所に「旧3町」、「天王町、昭和町、飯田川町」、「天王地区、昭和地区、飯田川地区」といった表現が見られ、いまだに潟上市の自治会組織が一本化されていないことが、補助金の交付内容からも明らかになった。重複した組織体制、統一できない過渡的な状況では、補助金が重複する可能性があり、行政改革の観点からも、さらなる組織の整理・統合を進めることは避けられないと考える。

そのため、行政と自治会は、協働のまちづくりの精神のもとに、自治会組織のあり方、あるいは、地域の集会施設の統合などの行政が抱えている諸課題と一緒に協議をしながら対応していくことが必要であり、これからの自治会には特にその自覚と姿勢が求められるものとする。

3-4 まとめ・総括

この後、委員会で調査の及ばなかった潟上市体育協会への補助金について、市長ならびに監査委員には、他自治体で既に導入している地方自治法第199条第7項による「財政援助団体等監査」を早急に実施していただき、本委員会で調査の及ばなかった点も含め、より深く掘り下げて監査し、その内容を市民にわかりやすく周知していただくことを強く要望するとともに、市当局においては、本委員会での調査・指摘事項を十分参酌しながら、これまで以上に補助団体との連携を密にし、補助団体の健全な運営に尽力いただくようお願いするものである。

また、自治会関係の補助金は、合併後7年を経過してもいまだ統一されていないところが多々見受けられる。市当局においては、潟上市としての一体のまちづくりの観点から、喫緊の行政課題と認識し、自治会と一緒にこれらの課題に速やかに取り組まれることを切に望むものである。

最後に、本委員会では、開かれた議会を目指す観点から、この報告を3月定例議会の市議会だよりに掲載し、広く市民に周知をしていただくよう、議長、議会広報編集委員長に要望することを全会一致で決議した。

【調査の経過】

委員会開催日、全部で12回行っております。

第1回 調査事項、資料提出依頼について協議をしております。

また、第2回 調査の進め方について協議。

第3回 潟上市体育協会補助金の調査、参考人の出席依頼を決定しております。

第4回 参考人より千田議長へ「公開質問書の回答がないため出席しない」との口頭での連絡。潟上市体育協会補助金の調査。

第5回 潟上市体育協会補助金の調査。

第6回 潟上市体育協会補助金の調査、参考人の出席依頼を決定。同日、本人へ直接依頼するも「出席しない。今後も出席しない」との回答。参考人の出席依頼を決定。同日電話連絡するも「説明責任は会長、副会長にあり、私はその任ではない」との回答。

第7回 参考人の出席要求を決定。同日電話連絡するも「会長が出席できないなら、私も出席できない」との回答。

第8回 潟上市体育協会補助金の調査。

第9回 潟上市体育協会補助金の調査。自治会関係補助金の調査。

第10回 自治会関係補助金の調査。

第11回、第12回は、調査報告書のまとめ。

第3回から第9回および第11回、第12回の会議の、体育協会補助金の調査および体育協会補助金調査の報告書まとめにおいて、鈴木斌次郎委員、小林 悟委員は潟上市体育協会関係者のため、地方自治法第117条の規定により除斥となった。

以上、報告を終わります。

○議長（千田正英） 委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「休憩をお願いします」の声あり）

○議長（千田正英） 休憩動議ですか。

暫時休憩します。11時10分再開します。

午前11時00分 休憩

.....
午前11時10分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番。

○10番（佐藤義久） 8点ほどお伺いしたいと思います。

議長に許可いただきたいんですが、その理由、若干述べさせていただきます。長くはありません。

○議長（千田正英） できるだけ簡潔に。

○10番（佐藤義久） 除斥の理由についてお伺いしたいと思います。

鈴木議員と、委員が除斥されたということがありますので、直接の利害関係はないのではないかと私は考えておりました、補助金が減額増額が発生しても予算配分だけですので、一時、私も理事を務めておりましたが、私がたまたま理事になっておったときに単位団体の活動状況、事業実績によって理事の意見を聞いて配分している状態であったと思います。会長独断で判断できるものではないと思いました。

それから、2番めには、個人名を文中に掲載しておりますけれども、ご案内のように調査権、100条だとしても、プライバシーの侵害などに配慮するように書かれておりますので、必携を見るところでは、事務の調査ではAとかBとかCであらわすのが適切だということも書かれておりますので、このプライバシーの侵害はどう判断されたのかと。

それから、3点め、文言中に「親族」とありますけれども、辞書などを引用したとしておりますけれども、全く間違いでこじつけではないでしょうか。一般にお隣さんなんか、ご親戚のちぎりを結んでお付き合いしている場合がありますけれども、私も辞書、インターネットを調べたところ、配偶者の3等親以内の姻族と書かれておりますので、鈴木さんの姪の夫は該当なく、この点が理解し難いところです。鈴木さんの姪の旦那さんは全く親族関係にはなくて、配偶者の姪御さんまでが傍系の親族、卑属とあらわすのが適切と思います。

それから、2-2の文言で「事務の内容を確認したところ」云々と最後までですけども、職員は市民のために連絡や事務的な協力をしたことだと思います。100%ボランティアの体育協会、傘下の体育団体はもちろん、他の文化組織や団体の存亡にもなりかねない文言だと私は思いました。職員にも罪人をつくるようなことになりかねないかと思えますので、その点お聞きしたいところです。

それから、もう一つ、2-3において、交付のことについて、交付内容に問題あるやに言われておりますが、冒頭申し上げましたとおり体育協会では理事会で審議して決定しておりました、会長独断でできないような会議の諮り方でありましたので、事実とはちょっと乖離しているなと思いましたので、お聞きします。この点どういうふうな聞き

取りであったのかなど。

それから、最後ですが、抜本的な改革は組織運営と人事で必要となっておりますけれども、過言すぎて私としては認め難いなと思いましたが、この随所に過言すぎるところを、私は修正と思いましたが、その件も何ともできませんでしたので、この点お伺いしたいと思います。宜しくお願いします。

大変、報告には1時間ほどかかりましたので御苦労さんでした。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 菅原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 佐藤議員にお答え致します。

除斥の理由ということであります。委員会を始めるに当たり、委員の皆さんから除斥に値すると、体育協会の関係するところであるので除斥に値するという事で、皆さんから除斥という意見が出ておりましたので、除斥という形にさせていただきました。

それから、個人名の掲載ということであります。これにつきましては、報告書を作る、まとめるということで、最後の11回目、12回目で報告書をまとめ上げたわけであります。ただ、今回のこの個人名の掲載についてですけれども、まとめ上げたわけですが、その中で委員長は委員会の意見を取りまとめるという役目です。ただ、これをまとめるに当たっては、個人的なところは書かないでというようなことと、それから簡略した形で報告書をまとめていきたいという私の意見も話を致しましたけれども、委員の皆さんは、それでは皆さんに理解できないところがいっぱい出てくるということで、全部掲載した方がいいということになりまして、皆さんの意見に従ったということになります。

それから、親族ということのご質問です。これにつきましては、委員会の中で何回も親族という表現の仕方ということで話が委員会の中で出ました。その中で確認したことは、親族とは血縁関係または婚姻関係でつながりを有する者の総称であると。そして親族とは身寄り、縁家、親類、親戚等、辞書を調べましたら、ということになっている。そういういろんな観点から客観的に見て、民法上は親族には当たらないわけですが、通念上、一般的な形で見れば、世間一般で見た形では赤の他人でない、親族でないかという判断に至っております。

事務の内容の確認ということで、この2番目、3番目につきましては、当委員会の中で、何回目かな、7回かな、8回目の委員会のときに、今までの1回目から2回目まで

の会議録を全委員にお配りし、また、市当局の職員の方にも説明員にもお渡し致しまして、その中身について確認をしております。それで皆さんから、よしということでここに掲載したということでもあります。

それとあと何かありましたか。よろしいですか。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、再質問、10番。

○10番（佐藤義久） 親族という解釈で除斥対象というようなことですが。

○議長（千田正英） はい、どうぞ。

○10番（佐藤義久） 会長との関係で親族との取引があるという格好で除斥ということのようですけども。ちょっと今、委員長にお答え確認しましたけれども。

○議長（千田正英） 議長を通して確認してください。

○10番（佐藤義久） はい、すみません。親族の解釈が民法上の解釈以上に解釈することは、いかがなものかなと思います。通念上とかという問題は、この私どもの規則、規約には通らないのではないかと思いますし、それが除斥対象で間違いだったとすると、法の第176条第4項の規定により、再議すべきことであり、すなわちそれまでは一応この推定はできると。この件については除斥されるべき議員が加わってなされた議決および除外すべきでない議員を除斥して行った議決ということがもありますので、そういう段階になると大変なことだなと思いますから、もう一回その親族との解釈に誤りがないか委員長にお答え願いたいと思います。

○議長（千田正英） 菅原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 佐藤議員にお答え致します。

親族の理由ということと、その前に除斥のということもありました。先ほど私申しましたように、除斥につきましては体育協会の役員ということで、関係者ということで除斥対象になったということで、親族とか、でないとかの関係はございません。除斥対象になることについてはです。

それで、親族の理由ということで、この会議録、ちょうど委員の方がお話されているところがございます。読ませていただきます。親族の定義は法律上のとらえ方、いわゆる民法上のとらえ方と社会通念上のとらえ方の二通りがあると。調査の中で客観的な事実から鈴木斌次郎さんとアキタスポーツの桧山さんは切っても切れない親族に当たるといような発言もしておりますけれども、社会通念上の親族の定義は先ほど辞書にもありましたように、血縁関係または婚姻関係でつながりを有する者の総称と書かれており

ます。鈴木斌次郎氏の奥さんは大雄建設の社長の妹、アキタスポーツの桧山さんは大雄建設社長の娘のだんなさん、要するに本人から見て姪の配偶者になる、これから見れば定義に当てはまるということで、客観的な状況から全くの赤の他人、何も関係ないとは言えないということで判断したということでもあります。

○議長（千田正英） はい、再々質問。

○10番（佐藤義久） 最後ですけれども、今、委員長さんから詳細に説明ありましたが、私は断じて鈴木斌次郎議員とアキタスポーツの社長さんは切っても切れない縁ではないと思いますし、これだけ申し上げておきますけれども、姪御さんが離婚すれば全く関係ない人間になるわけで、その辺こういう文言に入れることはいかがなものかなと思います。意見として申し上げて、これで終わります。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 今、長い時間でこういう報告書が出されてきました。それで、私たちが議会で継続審査を承認した、賛成多数か、あるいは満場一致かでありましたが、これを承認した理由はどういう理由であったかということは今一度考えてみたいと思います。これは継続審査をするに当たっては、この常任委員会、総務文教常任委員会の所管の補助金、これについてすべからず調査すると、こういう前提があったので私たちはこれは、私たちというよりも賛成した人、議員の方は、そういうつもりで承認をしております。それで、この中身を見ますと、やはり12回やっております。その12回の中で9回、いわゆる体育協会補助金の調査とか、その中のことだけが審査されております。それで、わずかに10回だけ、これは自治会の関係補助金、それで、あと11回、12回は調査報告書のまとめということになっております。そうすると、これはどう考えても最初の附帯決議をしたときの考え方が、そのままにこの委員会の審査という中に入ってきて、そして体育協会というそのこのところだけが審査をしたということであれば、それぞれの個別の団体のそこを集中したという形であるから、私たちが最初の承認した、この継続審査を承認したことからすれば、相当のその目的にかなっていないと私は思うわけです。ですから、やはり審査そのものが私は変更しているとは言いません。言いませんけれども、全体を通してみれば、これはもはや12回のうち9回もそういうことをやりながら、しかもこの、私も議員必携の51ページの7の調査権というのにはあるわけです。そのところに皆さんも目を通していただきたいと思いますが、この調査権というのには強制力を伴う強力な権限であるから、その発動に当たっては、政争の具に供したり、個人的

秘密におよんだり、個人攻撃の手段に利用されたりすることのないように慎重にすべきであるということで、運用に当たっては4つばかり書かれておりますが、権限を発動するに当たっては、特別の強権発動であるから、質疑、質問、資料の請求、調査権、監査請求権の行使等の手段を十分尽くした上で判断すると、こういうことでなければならない。また、個人の基本的人権、あるいはプライバシーに属する事項については、特段の慎重な配慮を有する。これ4つめですけれども、この議会の調査権は、犯罪調査や、あるいは検察のその機関の捜査とは異なると、異質のものであるから、特に十分に配慮する必要があると。そういうことから考えて、この固有の氏名が相当の十数回出てくると、こういうことがまずプライバシー権の問題とのかかわりがあると。それから、今言ったように、先ほどからいろいろと内容について親族とか親戚とかということが出てきております。これはやはり民法上の問題で、通説の説では、裁判とかのときは通用しません。ですから、この範ちゅうはしっかりと、やはり親族は親族ですよ、これはもう民法上はつきりしています。親戚っていうのは、もうまた違います。ですから、そういう判断もきちっとした上で、こういう報告書が出されなければ、誤解を生むということでもありますので、そこあたりについて委員長の見解をお願い致します。

○議長（千田正英） 菅原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） まずですけれども、この当委員会で審査、調査することについては、補助金の所管の補助金のあり方、そして行政のあり方、補助団体などのあり方などについて補助金を調査して提言していくという目的でやっております。それで、1回目、2回目で、どういう形で資料提出を行って、調査の進め方をしていくかというときにですけれども、報告の中にもありましたが、35件、所管の補助項目が35件あったと。それで、それを全部こなすにはとても無理があると。その中で今回のこの補助金の調査については、22年度の一般会計の中での認定する中で、体育協会のそのところで、ちょっと補助金についての疑義があるということで附帯決議をされて閉会後の調査という形になっておりますので、体育協会はまずやらなければならないということでありました。と同時に自治会関係の補助金も行うという形で調査するという形で決めております。

それで、3回目から体育協会の補助金の調査ということで行っております。ただ、大変あれなんですけれども、第4回、第5回、第6回についてずっとやっているわけですが、この3回につきましては私自身が病欠ということで欠席ということでありまし

た。それで、私がこの会をどういう形で進めていくかということを示していただければよかったのかなというふうには反省しておりますけれども、一応3回欠席しております、この審議された中身については議事録で確認するというのみになっております、その後、委員会を進めるに当たりましては、副委員長も除斥ということになっております、年長の方が委員長を行って進めていただいたということでありますので、先ほどこの報告書の作成に当たりましては、最終的にはまとめて提出しなければならないということで、このまとめについては本来であれば正副委員長が中心になって書記とまとめるというわけですが、私先ほど申しましたように、正副委員長は病欠と、そして除斥という形になりまして、そのときに委員長を務めていただいた委員の方に主となってこの報告書を作成していただく、ただ、私も委員長ですので私もその中にフォローしながらという形で報告書を作ったわけがあります。

それで、この報告書を後で2回、3回と確認をした中で、私先ほど申しましたように、要約した形で個人名を出さない形でと私は申し上げましたが、委員の皆さんはわからない部分が出るのでそのまま載せるべきだという意見になったわけがあります。

以上です。

○議長（千田正英） はい、8番伊藤栄悦議員。

○8番（伊藤栄悦） 説明は納得はできない部分もありますけれども、わかりました。

それで、4ページのところの文章ですが、上の方から6行めあたりからですが、これは細かいことで、これを指摘するというのもどうかと思いますが、ただ、いわゆる場合によっては市への返還の対象になり得ることがそこに書かれております。というのは、その前提が何であるかということ、市の職員が勤務中に勝手にと言えおかしいですが、コピーとかコピー用紙とか電話とか、そういうものを使用していると、7年間にわたって使用していたと。使用していたということは、承認なしに使用したことは詐取したという、強く言えば、そういうことにもつながるから返還の対象になると、こういうことではないかと思うんですが、そうすると、これは職員に関することであれば、やはり職員のそういうことに、行っていることに対しては、市としての指導とか責任も問われるわけであると思います。ですから、これは重要な問題だと思うんです。場合によれば処罰の対象にもなり得るかもしれないという前提があるので、そこら辺については、場合によってはということでもありますけれども、そういうことに対するいわば内部での話し合いとか結果についても、わかればお知らせいただきたいと思います。

- 議長（千田正英） 菅原総務文教常任委員長。
- 総務文教常任委員長（菅原久和） 今、指摘ありましたこの部分については、会議録の中には載っております。ただ、私の意見を言うのはあれなんで控えさせていただきますけれども。話した内容のとおりです。
- 総務文教常任委員長（菅原久和） 話した内容ということですね。ちょっと待ってください。この報告書の中では、委員会の中では、この部分については意見は出ておりませんでした。

以上です。

- 議長（千田正英） はい、8番。
- 8番（伊藤栄悦） 終わりますけれども、意見が出ないものが、どうして報告書に入るのでしょうか。
- 議長（千田正英） 菅原総務文教常任委員長。
- 総務文教常任委員長（菅原久和） 意見がないというか、9回目か10回目のときに、この報告書をまとめるということで先ほど申しましたように私の補助的な形でその中に入って事務局とでこれを作り上げたということになりますが、そういう形で作りませんでしたけれども、その後の確認の中では、これ以上の話は出ませんでした。
- 議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。はい、9番戸田俊樹議員。
- 9番（戸田俊樹） 先ほどからいろいろな質問を委員長にしておりますけれども、先ほど委員長から第4回以降、私は病欠、小林副委員長は除斥対象者ということで、ほぼこの報告書は会議録をもとにして議長以下総務文教常任委員会の過半数をもって成立したような形で書かれておりますが、大変問題があるのではないかと思うわけです。それで、10番、8番さんも、みな除斥のことを言っていますけれども、議員必携の中には、除斥する場合はいろんなことがあるわけですが、議員が会長をしている団体に対する補助金が計上されている予算についても、その関係議員は除斥されないものとされているということがあるわけで、そういうことからしますと、今回の委員会における7名の委員の中で2人を除斥し、委員長が病欠の際に、あくまでも体育協会の補助金の使い方について、徹底してその個人名を出しながら報告書を書いたと。非常に恣意的に私は感じるわけで、こういうものが出ますと、スポーツ振興ということで体育協会がボランティア的に活動している団体に、議会が議決をし、予算提案は市長がやっているわけですが、そういうものが全て何と申しますか市民にとっての理解が、果たしてこういう議会

の行動がとられるか、2分の1、2分の1、2分の1で最初のところでこういう核が出てきているということが、議会全体の決まり事だと、もう報告書がこれで広報に掲載されることを強く望むと、それを全会一致で決定したなんて話は、論理の矛盾があるんです。そこをお話しておきたいと思います。ですから、議長もそういう形で進めたということについては、委員長の見解よりもあなた自身の見解を私は求めたいと思うんです。ましてや市も、当局がここに幹部職員がみんなおりますけども、こういう補助金のあり方が問題だということで、自治会に対する内政干渉的に補助金が別達みたいになったり、目的外に使用されるとか、飲食を伴っているとか、そういうことを縷々調査をしてこれはいかがか、これはいかがか、これはいかがかということでやっているということ自体は、自治の基本が認められないということですから、その辺は当局も今、自治基本条例をいろいろ作ろうとしている段階でも、非常に問題があると。ですから、潟上市自治会長連絡会ならびに潟上市地区別の自治会長連絡協議会等に対する補助金も、じゃあ末端の自治会に対する補助金も、それもみんな調べ上げないと実態がどうだかというのは、当局もわからないのに常任委員会ですらこの一日だけでわかるわけないでしょう。ということで、この報告書は私は認められない。ですから、議長の見解を求めます。

○議長（千田正英） ただいま9番さんの質問に対してですけども、この報告書に対しては、あくまでも委員長に対しての質疑でありますので、私の答弁は控えたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。はい、1番。

○1番（中川光博） 今までいろいろご意見出たようですけれども、繰り返さないようにお話、質問したいと思うのですが、特に私がお聞きしたいのは、その委員会からの提言・要望という項目ですけれども、総務文教常任委員会でこれ本会議でやってくれということで、総務文教常任委員会でその12回にわたって審査したということですけども、この報告書を今、今日報告受けまして、ふっと思ったのは、やはりこの全体の報告書で我々議会も当局も、やはりしっかり考えなきゃいけないというのは、補助金のあり方、当然出す方の当局、あるいは受け手側の団体、このあり方が今後どのようにあったらいいのかという投げかけを一つしているのではないかと私はとらえております。報告書の内容はそうたいしたことなくてですね、法には触れてませんので運用の仕方に問題があるのかなということですので、あんまりがちゃがちゃですね、体育協会がどうのこうの、自治会がどうのこうの、こういうレベルの報告書ではないかと私はそうとらえております。したがって、何をお尋ねしたいかということ、やはり今までの合併してからの補助金のあ

り方、これがやはり問われているのかなと思います。十分考えなきゃいけないのは、今の補助金の枠組みというのは、やはり7年前から余り変わってなくて、多少見直して補助金を減らすとか増やすとか多少見直しはきていますけれども、やはりこの人口減少社会、少子化・高齢化、この時代において、その補助金のあり方が抜本的に枠組みとしてどのように変えていかなきゃいけないのかなと、まさにそこが大きなこの調査の位置付けであったのではないかなと考えておりますけれども、その補助金に対する今までの枠組みではなくて、全くその抜本的に見直して、やはりこういう時代に合ったその補助金のあり方をやはり作っていかなくちゃいけないということだと思っておりますけれども、この総務文教常任委員会では、この一番、多分このことが言いたかったと思うんですが、このことについてその委員の中でどういうお話があって、この提言を見ますと、そこまで踏み込んで提言・要望されていませんけれども、もしそういうお話が委員会の中であったとすれば、是非そのところをやはり盛り込むべきでないかなと思います。報告書全体は、さっきも話ありましたけども、我々刑事訴訟を審査しているわけではありませぬので、総務文教委員の皆さんも専門家ではありませんので、多少勇み足はあったのかなということ先ほどから指摘されていますので、それはそれで個人の名前があまり出すぎたり、いろいろ不明な、確実な事実でないことも多々あるようですので、それはそれとして、やはりこの点委員長いかがでしたでしょうか。もしこういう話が委員会であったのなら、やはり提言・要望の中にしっかり盛り込むということではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（千田正英） 菅原総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（菅原久和） 先ほどから話が出ておりますけれども、体育協会については9回ぐらい話し合いはされております。自治会については二日という形で、現実はこの形で審査されております。その中で各種団体等の補助金の使い方ということで、総括のまとめの3—4のまとめのところ、その補助金の監査の部分で十分に何ていうか審査していける体制を作っていただきたいというその話は財政援助団体等の監査ということで、この体制を早く作っていただきたいという提案はまとめの中で委員の中から話が出ております。あとは、何ていうか会議録の中でのまとめということになります。

○議長（千田正英） はい、1番。

○1番（中川光博） そうすると、将来にわたるその補助金のあり方については、議論は

なかったということで今理解しましたけれども、個々の団体について調査内容を記入した報告書ということです。私も先ほどからいろいろ議論とか答弁を聞いていますと、やはり不備な点がかかなり多いなということで、仮に報告されるようなことがあっても、やはりしっかり議会全体で見直しをすべきではないのかなと思いました。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これで総務文教常任委員会所管事務調査報告を終了します。

昼食のため、暫時休憩します。再開は1時半からです。

午前 1 1 時 5 4 分 休憩

午後 1 時 3 0 分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【日程第4、潟上市議会常任委員会委員の選任について】

○議長（千田正英） 日程第4、潟上市議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

名簿配付のため、暫時休憩します。

午後 1 時 3 0 分 休憩

午後 1 時 3 1 分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

常任委員の選任については、委員会条例第8号第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、総務文教常任委員会委員に3番児玉春雄議員、4番藤原幸作議員、5番菅原理恵子議員、9番戸田俊樹議員、17番堀井克見議員、18番藤原幸雄議員、19番佐々木嘉一議員、社会厚生常任委員会委員に1番中川光博議員、2番大谷貞廣議員、8番伊藤栄悦議員、11番小林 悟議員、15番西村 武議員、20番千田正英議員、産業建設常任委員会委員に6番澤井昭二郎議員、7番菅原久和議員、10番佐藤義久議員、12番岡田 曙議員、13番佐藤 昇議員、14番藤原典男議員、16番鈴木斌次郎議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、各常任委員会委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

それでは、各常任委員会の正副委員長互選のため、委員会を開会致しますので暫時休憩致します。

午後 1時32分 休憩

.....

午後 2時11分 再開

○議長(千田正英) 休憩以前に引き続き会議を再開します。

各常任委員会の正副委員長互選の結果について報告します。

総務文教常任委員会は、委員長に18番藤原幸雄議員、副委員長に3番児玉春雄議員、社会厚生常任委員会は、委員長に11番小林 悟議員、副委員長に1番中川光博議員、産業建設常任委員会は、委員長に14番藤原典男議員、副委員長に16番鈴木斌次郎議員、以上のとおり決定しました。

暫時休憩します。

午後 2時12分 休憩

.....

午後 2時13分 再開

○議長(千田正英) 休憩以前に引き続き会議を再開します。

【日程第5、潟上市議会運営委員会委員の選任について】

○議長(千田正英) 日程第5、潟上市議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり、3番児玉春雄議員、4番藤原幸作議員、9番戸田俊樹議員、11番小林 悟議員、15番西村 武議員、17番堀井克見議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員には、ただいま指名のとおり選任することを決定しました。

議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 2時14分 休憩

.....

午後 2時19分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

議会運営委員会の正副委員長互選の結果について報告します。委員長に15番西村 武議員、副委員長に3番児玉春雄議員、以上のとおり決定しました。

【日程第6、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任について】

○議長（千田正英） 日程第6、潟上市議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後 2時20分 休憩

.....

午後 2時27分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

それでは、一部事務組合の湖東地区一部事務組合の方ですけども、委員長さんから抽選で1名の方、いってもらいたいと思いますので、3名の常任委員長の皆さん、大会議室の方に。

暫時休憩します。

午後 2時27分 休憩

.....

午後 3時18分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開致します。

先ほど、会派代表者会議では、前日の代表者会議で決定事項に対して確認致しましたところ、広く役割を分担するというので、農業委員も一部事務組合には参加しないということ決定されております。

それから、先ほど、議長、副議長、議運の委員長と3人で協議致しました結果、代表者会議の決定した事項については、実施していただきたいということで澤井昭二郎議員には一部事務組合の議会には参加できないということに、辞退するというので決定致しました。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 以上、報告を終わります。

一部事務組合の方、大会議室にご参集ください。

暫時休憩します。

午後 3時20分 休憩

.....

午後 3時32分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

広報編集特別委員会の委員の選任については、設置に関する決議に基づき、お手元に配付しました名簿のとおり、1番中川光博議員、7番菅原久和議員、8番伊藤栄悦議員、9番戸田俊樹議員、10番佐藤義久議員、16番鈴木斌次郎議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、広報編集特別委員会委員は、ただいま指名のとおり選任することに決定しました。

広報編集特別委員会の正副委員長互選のため、暫時休憩します。

午後 3時35分 休憩

.....

午後 3時38分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

広報編集特別委員会の正副委員長互選の結果について報告します。委員長に1番中川光博議員、副委員長に9番戸田俊樹議員、以上のとおり決定しました。

【日程第7、発議第1号、鴻上市議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について】

○議長（千田正英） 日程第7、発議第1号、鴻上市議会運営委員会の閉会中の継続調査の件について議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第103条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、

閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これもちまして平成24年第3回潟上市議会臨時会を閉会します。

どうも大変お疲れさまでした。

午後 3時39分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

平成 年 月 日

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 佐 藤 昇

〃 署名議員 藤 原 典 男